

20歳になったら国民年金に加入

● 国民年金のポイント

国民年金は、老後やいざというときに、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が義務付けられており、学生や自営業者、農林漁業者、無職の方などの第1号被保険者に該当する方は、各自で保険料を納付する必要があります。



65歳になったとき

老齢基礎年金

国民年金を10年以上納付した方が65歳から受け取る老後のための年金です。

病気やケガで障害が残ったとき

障害基礎年金

国民年金に加入中に、病気やケガが原因で障害が残ったときのための年金です。

※20歳前に発生した障害も支給対象

一家の大黒柱が亡くなったとき

遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなったときの遺族のための年金です。

※原則、「18歳未満の子のある配偶者」と「18歳未満の子」が支給対象

若いときに国民年金に加入して、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができます。

● 国民年金への加入

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金に加入したことについてお知らせがあります。20歳になってからおおむね2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」等が送付されます。

なお、「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金⇄厚生年金保険）や年金の請求手続きなど一生を通して使用しますので、大切に保管してください。

● 保険料について

令和4年度の1か月あたりの保険料は**16,590円**です。納付期限は翌月末（例：4月分は5月末まで）です。また、保険料をまとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。

● 保険料の納付が難しい場合

保険料の納付が経済的に困難な方のために、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、また、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

納付猶予制度

学生以外の50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問 住民課戸籍担当 56 - 2123

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆ 医療費通知を全受診者へ送付します

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回（1月上旬・2月下旬）、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまに送付しています。

これは、医療機関の窓口でお支払いいただいた自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくとともに、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆さまの負担軽減を図ることを目的としています。

発送時期	対象期間（診療月）
令和5年1月（月上旬）	令和4年1月～9月
令和5年2月（下旬）	令和4年10月～12月



● 医療費通知の活用例

医療費の推移が把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。健康診査など、皆さまの健康増進に役立つ情報をお知らせします。診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和4年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和4年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和4年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合計				230,000	23,000		11,490	5,400

● 医療費控除の申告について

このお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

注意事項

医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。自己負担額は、医療費助成等を受けている場合など、記載されている金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合があります。

このお知らせは、皆さまの受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

問 北海道後期高齢者医療広域連合 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 56 - 2122